

令和2年度制度改正の概要

<変更点>

- ①単独浄化槽から合併浄化槽に転換する際の宅内配管工事費を補助対象とする。
- ②合併浄化槽の設置にあたり、単独浄化槽の撤去が必要な場合の工事費を補助対象とする。
- ③既設の合併浄化槽の更新・改築は、災害に伴うものを除き、補助対象外とする。

令和2年度～（改正後）	浄化槽設置 【下表のとおり】	宅内配管 【上限30万円】	撤去費 【上限9万円】
新築	△ ※1	×	—
合併浄化槽→合併浄化槽	×	×	×
単独浄化槽→合併浄化槽	○	△ ※3	○
汲み取り→合併浄化槽	○	×	×

- ※1 下水道区域から浄化槽区域への転居に伴う新築→○
 浄化槽区域から浄化槽区域への転居に伴う新築→×
 浄化槽区域において、世帯員増加等により新築・分家→○
 他の市町村からの転入に伴う新築→○
- ※2 災害に伴い必要となった家屋の新築・建替による合併浄化槽の設置や故障した合併浄化槽の更新・改築のみ→○
- ※3 既設住宅等の建替・増改築を行う場合→×

【下表】 改正前と変更なし

区分	限度額
5人槽	352,000円
6・7人槽	441,000円
8～50人槽	588,000円